

年 金

1. 公的年金

外国人登録を行った方で、20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入することになっています。加入手続は本人が各市町村役場の国民年金担当課で行います。なお、日本の会社、工場で働いている方は厚生年金保険に加入することになっており、加入手続は勤め先の会社が行いますので確認してください。

① 国民年金

国民年金は、加入者が納める保険料と国の負担によって運営され加入者が高齢になったときや不慮の事故で障害者となって働けなくなったときなどに支給されます。

◆加入対象者

日本国内に居住している人で、厚生年金保険・共済組合に加入していない人（20歳以上60歳未満）

◆加入手続

外国人登録を行った市町村役場の国民年金担当課で届け出をおこなってください。その際に、印鑑（無ければ本人のサイン）と外国人登録証明書が必要です。

◆年金手帳の交付

被保険者になったとき、年金手帳が交付されます。この年金手帳の氏名・生年月日と記号・番号および加入した年月日が記載されています。年金手帳の記号・番号は被保険者の勤務先が変わっても、一生の間変わらず使用されます。

◆変更時の届け出

- ・住所が変わった時
- ・自営業などに転職、無職になったとき
- ・結婚して厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養に入ったとき

上記のいずれかに該当する場合は市町村役場の国民年金担当課に届け出をしてください。

② 厚生年金

会社・工場・法人などの事業所で働いている方を被保険者とし、原則として国民年金の基礎年金に上乗せする年金です。厚生年金の被保険者は同時に国民年金の被保険者になります。

養 老 金

1. 公共养老金

办理过外国人登录，20岁以上未满60岁的人需加入国民养老金。加入手续应由本人去各市町村政府的国民养老金担当课办理。在日本的公司、工厂工作的人需加入厚生养老金保险，加入手续由各工作单位办理，请确认。

① 国民养老金

国民养老金由加入者缴纳的保险费用和国家的负担金运营，加入者年老后或因意外事故致残不能工作时能够领取。

◆加入対象

居住在日本国内，没有加入厚生养老金保险・互助组合的人（20岁以上未满60岁）

◆加入手続

请去办理外国人登录手续的市町村政府的国民养老金担当课登记。办理手续时需印章（没有的话需本人签字）和外国人登录证明书。

◆养老金手册的交付

加入保险后，被保险人会领到养老金手册。手册记有姓名、出生年月日和记号、号码及加入年月日。即使被保险人改变工作单位，养老金手册的记号、号码都不改变，一生可以使用。

◆変更时的登记

- ・住所改变时
- ・转职为自营业者或没有工作时
- ・结婚后变为加入了厚生养老金或互助组合的配偶者的抚养人时

符合上述任何一种情况时，请去市町村政府的国民养老金担当课提出登记。

② 厚生养老金

这是在公司、工厂、法人等事务所工作的人作为被保险人，原则上在国民养老金的基础养老金之上的追加养老金。厚生养老金的被保险人同时也是国民养老金的被保险人。

◆加入対象者

適用事業所に勤務する65歳未満の人は、国籍・地位・性別などに関係なく、厚生年金に加入し被保険者になることとなっています。

◆加入手続

加入する場合の手続き・保険料の納入などは事業主がおこないます。

◆年金手帳の交付

被保険者になったとき、年金手帳が交付されます。この年金手帳には、氏名・生年月日と記号・番号は被保険者の勤務先が変わっても一生変わらず使用されます。

2. 保険給付

老齢給付、障害給付および遺族給付の3種類あり、これらのほとんどが年金として給付されます。国民年金からはすべての年金制度の加入者に共通する基礎年金が支給され、厚生年金保険からは基礎年金に上乗せする形で年金が支給されます。

3. 在留外国人に対する脱退一時金制度

(1) 脱退一時金

日本で年金に加入していた外国人は、出国後、請求手続きをすることで脱退一時金が受けられます。出国前に請求書入手し、あらかじめ記入方法の説明を受けてから出国する方が良いでしょう。

原則として、次の4つの条件にすべて当てはまる方が出国後2年以内に請求されたときに支給されます。

- ①日本国籍を有していない方
- ②国民年金または厚生年金の保険料を6ヶ月以上納めていた方
- ③日本に住所を有していない方
- ④年金（障害手当金などを含む）を受ける権利を有したことがない方

〈請求方法〉

社会保険事務所及び市町村役場の国民年金担当窓口にある「脱退一時金裁定請求書」に必要事項を記入し、年金手帳、パスポートの写し及び振込みを希望する金融機関の口座が確認できる書類を添付して「社会保険業務センター」に郵送してください。請求は出国してから2年以内に行ってください。

◆加入対象

在厚生养老金制度适用的单位工作，未满65岁的人，不论国籍、地位、性别，均可以加入厚生养老金，成为被保险人。

◆加入手続

参加保险的手续・保险费用的交纳等由所在单位办理。

◆保险手册的交付

加入保险后，能领到养老金手册。手册内记有姓名、出生年月日和记号、号码，即使被保险人改变工作单位，手册的记号、号码都不改变，一生可以使用。

2. 保险补贴

有老龄补贴、残疾补贴及遗属补贴3种，这些基本以养老金的形式支付。由国民养老金支付养老金制度加入者之共同的基础养老金，再由厚生养老金保险以基础养老金追加的形式支付。

3. 针对在日外国人的退出保险金制度

(1) 一次性退出养老金

在日本已经加入养老金的外国人，离开日本后，办理手续的话可领取一次性退出养老金。离开日本前领取请求书，事先听取填写方法的说明再离开比较好。

原则上，满足以下4个条件的人，离开日本2年以内可以要求领取。

- ①没有日本国籍的人
- ②缴纳6个月以上国民养老金或厚生养老金的保险费
- ③在日本没有住所的人
- ④没有领取过养老金（包括残疾津贴）的人

〈請求方法〉

去社会保険事務所及び市町村政府の国民年金担当窓口领取「一次性退出养老金裁定请求书」，填写后，附上养老金手册、护照复印件及能够确认希望汇款的金融机构帐户的材料，邮寄至“社会保険业务中心”。

请在离开日本后2年以内办理请求手续。

書類送付先：

* 社会保険業務センター

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西 3-5-24

「年金ダイヤル」0570-05-1165

FAX：03-3335-6304

※耳や発声が不自由な方々に配慮した取り組みとしてファクシミリによる年金相談をおこなっています。

※手続きは本人がしなくてははいけません。また日本からの出国後でなければ請求できないので注意してください。詳しくは、居住地の国民年金担当窓口または社会保険事務所までお問合せください。また海外からの問い合わせ先は、社会保険業務センターとなります。

(2) 脱退一時金源泉所得

脱退一時金を支給の際、20%の所得税が源泉徴収されますが、所得税還付の請求をすることにより所得税の還付を受けることができます。

請求手続き

① 納税管理人の指定

請求手続きを代行する人（納税管理人）を指定します。日本を出国前に届出書を最寄りの税務署から入手し、必要事項を記入の上、納税管理人に渡してください。

※納税管理人は日本国内の住所を有することが必要です。

② 脱退一時金の請求

日本を出国後、脱退一時金を請求します。脱退一時金を受領後、支給決定通知が送られますので、原本を納税管理人に送付してください。

③ 還付金の振込口座の指定と請求

納税管理人に確定申告を行ってもらいます。確定申告時に指定した納税管理人口座へ税務署から還付金が振り込まれるので自分の口座に送金してもらって下さい。

※脱退一時金の領収書を受け取ったらすぐ還付金の請求を行うことができます。請求は日本出国後、5年以内に請求してください。

■ 材料郵寄至：

* 社会保険业务中心

〒168-8505

東京都杉并区高井戸西 3-5-24

养老金咨询电话：0570-05-1165

传真：03-3335-6304

※ 考虑到有听力或发声障碍者的需要，可通过传真咨询。

※

※ 手续必须由本人办理。另外，需要注意的是，如果不离开日本不能办理请求手续。

详细情况请去居住地的国民养老金担当窗口，或者社会保険事務所咨询。

另外，社会保険业务中心受理海外的咨询。

(2) 一次性退出养老金的预扣税款

领取一次性退出养老金的同时，会被扣除 20% 的所得税。经要求退税后，可领到退回的所得税。

请求手续

① 指定纳税管理人

指定代办请求手续的人（纳税管理人）。离开日本以前去附近的税务署领取登记表，填写好后交给纳税管理人。

※纳税管理人需为在日本拥有住所的人。

② 请求领取一次性退出养老金

离开日本以后，可以请求领取一次性退出养老金。领到一次性退出养老金后，能收到决定支付通知，请将原件寄送给纳税管理人。

③ 指定退税金的汇入帐户和请求

请纳税管理人帮助办理确定申告。确定申告后，税务署会将退回的税金寄到指定的纳税管理人银行账户，请其转至自己的户头即可。

※领到一次性退出养老金的收据后，马上就可办理退税手续。请在离开日本以后5年以内办理请求手续。